

「一人ひとりに合った学び実践校（仮称）」検討会議開催要綱

（目 的）

第1 一つの学校で、すべての子どもが、それぞれに合った学びを自ら選択できる実践校（以下「実践校」という）の設置（指定）を目指し、実践校の具体的なあり方等を検討するために意見を聴く「一人ひとりに合った学び実践校（仮称）」検討会議（以下「会議」という）」を開催する。

なお、会議は、地方自治法第138条の4第3項に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

（会議事項）

第2 県教育委員会は、次の事項について会議において意見を聴く。

- ア 実践校における学び方の類型
- イ 実践校におけるカリキュラムの組み方
- ウ 必要な教員数（加配数）や授業支援者数
- エ 地域との協働のあり方
- オ その他実践校の設置（指定）に向けて検討が必要な事項

（構 成）

第3 構成員は、教育に関する経験や学識を有する者から県教育委員会が依頼する。

2 県教育委員会は、特に必要と認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（座 長）

第4 会議には、座長を置く。

（補 則）

第5 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月22日から適用する。